解散公告（第一回）

当法人は、平成二十一年九月七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

北海道帯広市西三条南一六丁目二〇番地
医療法人社団今井耳鼻咽喉科医院
清算人　今井　明

解散公告（第一回）

当組合は平成二十一年十一月三十日に東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右記期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

東京都西多摩郡日の出町大字平井七一五番地
三吉野桜木土地区画整理組合
代表清算人　上野　正男

解散公告（第一回）

当財団法人鬼丸会館は、平成二十一年五月十日開催の定期総会の決議により解散したので、当財団法人鬼丸会館に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

佐賀県佐賀市鬼丸町一四―一八
財団法人鬼丸会館
代表清算人　大島　忠彦

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年十月十四日北海道知事の認可により解散いたしましたので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

北海道空知郡上富良野町大町二丁目二番一号
上富良野町土地開発公社
清算人　田浦　孝道

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十一年九月三十日開催の第三回二戸市議会定例会の議決を経、平成二十一年十一月十七日に岩手県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出ないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

岩手県二戸市福岡字川又四七番地
二戸地区土地開発公社
代表清算人　小原　豊明

解散公告（第二回）

当社は、平成十三年六月二十五日開催の臨時株主総会の決議により解散したので、当社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

大阪府大東市住道一丁目二番二二号
株式会社ニコニコ興産
清算人　堀田　盛久

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年四月四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

大阪府東大阪市吉田下島一七番二七号
宗教法人神道観真教本院
清算人　髙島　輝峰

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月三十日において社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

兵庫県尼崎市北大物町一六―九
医療法人社団秀明会
清算人　徳田　哲

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十一年十一月二十七日開催の臨時社員総会の決議により平成二十一年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

広島市西区観音本町一丁目一二番一一号
エヌピーオー至誠会
清算人　平岡　靖昭

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十一年十月一日厚生労働大臣の認可により解散いたしましたので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年十一月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

札幌市中央区北五条西六丁目二番地
札幌通運企業年金基金
清算人　小野寺克彦

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

札幌市中央区北七条西十四丁目二八番二五
の一四朝日プラザ北七条A棟三一四号室
財団法人基礎腫瘍学研究会
代表清算人　西　信三

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月十一日付け解散いたしましたので、清算手続きを行います。当法人に債権を有する者は、平成二十二年二月二十八日までにお申し出下さい。民法第七十九条第一項の規定により公告します。

なお、右期日までにお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

新潟県北魚沼郡川口町大字峠九二〇番地
宗教法人八幡社
清算人　廣井　嗣雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月二十六日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

三重県いなべ市北勢町阿下喜二六三三番地
清算法人十社北部土地改良区
代表清算人　林　元良

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十年八月六日に解散し、左記住所において清算事務を行っているから、当土地改良区に対して債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十五日）の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二により公告します。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

愛媛県喜多郡内子町大字内子甲七八〇番地
清算法人内子町土地改良区
清算人代表　河内　紘一
連絡先　愛媛県喜多郡内子町平岡甲一六八番地

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十一月十日福岡県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年十二月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年十二月二十一日

福岡県久留米市北野町中三二九八番地二
清算法人中島土地改良区
代表清算人　八田　**滿穂**

第21期決算公告

平成21年12月21日
福島県岩瀬郡天栄村大字飯豊字向原60番1
丸山物流株式会社
取締役社長　尾頭　正伸

貸借対照表の要旨（平成21年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	359,000
	固定資産	287,289
	資産合計	**646,289**
負債及び純資産の部	流動負債	388,625
	固定負債	34,210
	資本金	223,453
	資本剰余金	50,000
	利益剰余金	173,453
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	160,953
	（うち当期純利益）	（42,709）
	負債・純資産合計	**646,289**